

平成28年12月1日

平成28年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

目

次

1	鳥羽市水道事業の設置等に関する条例	・・・	1
2	鳥羽市給水条例	・・・	4
3	鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例	・・・	5
4	鳥羽市の重要な公の施設等に関する条例（第1条関係）	・・・	7
5	鳥羽市の重要な公の施設等に関する条例（第2条関係）	・・・	8
6	鳥羽市職員給与条例（第1条関係）	・・・	10
7	鳥羽市職員給与条例（第2条関係）	・・・	22
8	鳥羽市職員の退職手当に関する条例	・・・	27
9	鳥羽市市税条例	・・・	30
10	鳥羽市国民健康保険税条例	・・・	39
11	鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例	・・・	41
12	鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例	・・・	42
13	鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例	・・・	43

新旧対照表

(件名) 鳥羽市水道事業の設置等に関する条例 (昭和43年条例第1号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(水道事業の設置)</p> <p>第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 水道事業の給水区域、給水人口及び給水量は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>給水区域 鳥羽1丁目、鳥羽2丁目、鳥羽3丁目、鳥羽4丁目、鳥羽5丁目、小浜町、船津町、堅神町、池上町、幸丘、若杉町、安楽島町、河内町、岩倉町、坂手町、浦村町、石鏡町、国崎町、相差町、畔蛸町、千賀町、堅子町、松尾町、白木町、大明東町、大明西町、屋内町、高丘町、桃取町、答志町、菅島町、神島町</u></p>	<p>(水道事業の設置)</p> <p>第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業<u>(簡易水道事業を含む。以下同じ。)</u>を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 水道事業の給水区域、給水人口及び給水量は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>上水道</u></p> <p><u>ア 給水区域 鳥羽1丁目、鳥羽2丁目、鳥羽3丁目、鳥羽4丁目、鳥羽5丁目、小浜町、船津町、堅神町、池上町、幸丘、若杉町、安楽島町、河内町、岩倉町、坂手町、浦村町、石鏡町、国崎町、相差町、畔蛸町、千賀町、堅子町、松尾町、白木町、大明東町、大明西町、屋内町、高丘町</u></p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(2) <u>給水人口 20,000人</u></p> <p>(3) <u>1日最大給水量 32,000立方メートル</u></p>	<p><u>イ 給水人口 26,000人</u></p> <p><u>ウ 1日最大給水量 43,000立方メートル</u></p> <p>(2) <u>答志島簡易水道</u></p> <p><u>ア 給水区域 桃取町、答志町</u></p> <p><u>イ 給水人口 3,500人</u></p> <p><u>ウ 1日最大給水量 6,940立方メートル</u></p> <p>(3) <u>神島簡易水道</u></p> <p><u>ア 給水区域 神島町</u></p> <p><u>イ 給水人口 1,100人</u></p> <p><u>ウ 1日最大給水量 375.2立方メートル</u></p> <p>(4) <u>菅島簡易水道</u></p> <p><u>ア 給水区域 菅島町</u></p> <p><u>イ 給水人口 1,000人</u></p> <p><u>ウ 1日最大給水量 1,310立方メートル</u></p> <p><u>(特別会計)</u></p> <p><u>第4条 法第17条及び令第8条の4の規定に基づき、水道事業及び簡易水道事業を通じて一の特別会計を設ける。</u></p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>（重要な資産の取得及び処分）</p> <p><u>第4条</u>（略）</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p><u>第5条</u>（略）</p> <p>（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）</p> <p><u>第6条</u>（略）</p> <p>（業務状況説明書類の作成）</p> <p><u>第7条</u>（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（重要な資産の取得及び処分）</p> <p><u>第5条</u>（略）</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p><u>第6条</u>（略）</p> <p>（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）</p> <p><u>第7条</u>（略）</p> <p>（業務状況説明書類の作成）</p> <p><u>第8条</u>（略）</p> <p>2・3（略）</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市給水条例(平成9年条例第14号)

改正案(新)	現行(旧)
<p>(給水区域)</p> <p>第2条 鳥羽市水道事業の給水区域は、鳥羽市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年条例第1号) <u>第2条第3項第1号</u>に掲げる区域とする。ただし、配水管を布設していないところ、又は給水量が不足し、若しくは特殊な地形から給水することが著しく困難と認められるところは、給水をしないことがある。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給水区域)</p> <p>第2条 鳥羽市水道事業の給水区域は、鳥羽市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年条例第1号) <u>第2条第3項各号ア</u>に掲げる区域とする。ただし、配水管を布設していないところ、又は給水量が不足し、若しくは特殊な地形から給水することが著しく困難と認められるところは、給水をしないことがある。</p> <p>2 (略)</p>

改正案 (新)	現 行 (旧)
	<p>2 <u>簡易水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6か月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市の重要な公の施設等に関する条例 (昭和39年条例第42号) (第1条関係)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(重要な公の施設)</p> <p>第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項第11号の規定による重要な公の施設並びに、これを長期かつ独占的な利用をさせようとするときに議会の議決を得なければならないものは次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p>	<p>(重要な公の施設)</p> <p>第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項第11号の規定による重要な公の施設並びに、これを長期かつ独占的な利用をさせようとするときに議会の議決を得なければならないものは次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13)</u> <u>市営プール</u></p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市の重要な公の施設等に関する条例 (昭和39年条例第42号) (第2条関係)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(重要な公の施設)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第11号の規定による重要な公の施設並びに、これを長期かつ独占的な利用をさせようとするときに議会の議決を得なければならないものは次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p>(特に重要な公の施設)</p> <p>第2条 地方自治法第244条の2第2項の規定による特に重要なものについて、これを廃止し又は長期かつ独占的な利用をさせようとするときは議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないものは、<u>上水道事業施設</u>とする。</p>	<p>(重要な公の施設)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第11号の規定による重要な公の施設並びに、これを長期かつ独占的な利用をさせようとするときに議会の議決を得なければならないものは次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12)</u> <u>簡易水道事業施設</u></p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p>(特に重要な公の施設)</p> <p>第2条 地方自治法第244条の2第2項の規定による特に重要なものについて、これを廃止し又は長期かつ独占的な利用をさせようとするときは議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないものは<u>次のとおり</u>とする。</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
	(1) <u>上水道事業施設</u> (2) <u>簡易水道事業施設</u>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市職員給与条例(昭和31年条例第14号) (第1条関係)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第18条 初任給調整手当は、医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員について、月額<u>413,800円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>定める額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第6項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第18条 初任給調整手当は、医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員について、月額<u>413,300円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>掲げる額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第6項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p>

改正案（新）	現行（旧）																																																												
<p>を加算した額に<u>100分の90</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の52.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 附則第6項の規定が適用される間、第44条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.35</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の1.65</u>）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の90</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>を加算した額に<u>100分の80</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の100</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の47.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 附則第6項の規定が適用される間、第44条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.2</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の1.5</u>）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の80</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の100</u>）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>																																																												
別表第2（第2条関係）	別表第2（第2条関係）																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">行政職給料表</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">職員 の 区 分</th> <th rowspan="2">職務 の 級 号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> <tr> <th>給料月 額</th> <th>給料月 額</th> <th>給料月 額</th> <th>給料月 額</th> <th>給料月 額</th> <th>給料月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	行政職給料表								職員 の 区 分	職務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額									<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">行政職給料表</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">職員 の 区 分</th> <th rowspan="2">職務 の 級 号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> <tr> <th>給料月 額</th> <th>給料月 額</th> <th>給料月 額</th> <th>給料月 額</th> <th>給料月 額</th> <th>給料月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	行政職給料表								職員 の 区 分	職務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額								
行政職給料表																																																													
職員 の 区 分	職務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級																																																						
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額																																																						
行政職給料表																																																													
職員 の 区 分	職務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級																																																						
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額																																																						

改正案 (新)								現行 (旧)							
再任用職員以外の職員	1	百円	百円	百円	百円	百円	百円	1	百円	百円	百円	百円	百円	百円	
		1,416	1,917	2,279	2,611	2,871	3,177		1,401	1,902	2,264	2,599	2,862	3,170	
		1,427	1,935	2,295	2,630	2,893	3,199		1,412	1,920	2,280	2,619	2,884	3,192	
		1,439	1,953	2,310	2,648	2,916	3,222		1,424	1,938	2,295	2,637	2,907	3,215	
		1,450	1,971	2,326	2,669	2,937	3,244		1,435	1,956	2,311	2,658	2,929	3,237	
		1,461	1,987	2,341	2,687	2,957	3,266		1,446	1,972	2,326	2,677	2,949	3,260	
		1,472	2,005	2,358	2,706	2,980	3,286		1,457	1,990	2,343	2,696	2,972	3,280	
		1,483	2,023	2,373	2,725	3,003	3,308		1,468	2,008	2,358	2,716	2,995	3,302	
		1,494	2,041	2,389	2,746	3,025	3,330		1,479	2,026	2,374	2,737	3,018	3,324	
		1,505	2,058	2,403	2,767	3,046	3,351		1,490	2,043	2,389	2,758	3,039	3,345	
		1,519	2,076	2,418	2,787	3,069	3,373		1,504	2,061	2,404	2,778	3,062	3,367	
		1,532	2,094	2,434	2,808	3,091	3,394		1,517	2,079	2,420	2,799	3,084	3,388	
		1,545	2,112	2,448	2,828	3,114	3,416		1,530	2,097	2,435	2,820	3,107	3,410	
		1,558	2,126	2,463	2,848	3,135	3,435		1,543	2,111	2,450	2,840	3,129	3,430	
		1,573	2,144	2,478	2,869	3,156	3,455		1,558	2,129	2,465	2,861	3,150	3,450	
		1,588	2,161	2,491	2,889	3,178	3,476		1,573	2,146	2,479	2,881	3,172	3,471	
		1,604	2,179	2,505	2,909	3,199	3,496		1,589	2,164	2,493	2,902	3,193	3,491	
		1,617	2,196	2,520	2,929	3,220	3,514		1,602	2,181	2,508	2,922	3,214	3,510	
		1,632	2,213	2,537	2,949	3,240	3,534		1,617	2,198	2,526	2,942	3,234	3,530	
		1,647	2,229	2,554	2,970	3,261	3,552		1,632	2,214	2,543	2,963	3,255	3,548	
		1,662	2,245	2,572	2,990	3,281	3,571		1,647	2,230	2,561	2,983	3,275	3,567	
		1,676	2,260	2,588	3,010	3,300	3,591		1,661	2,245	2,578	3,004	3,295	3,587	
		1,703	2,277	2,606	3,031	3,321	3,610		1,688	2,262	2,596	3,025	3,316	3,606	
	1,729	2,293	2,623	3,051	3,341	3,630		1,714	2,278	2,614	3,045	3,336	3,626		

改正案 (新)								現行 (旧)							
24	1,755	2,309	2,640	3,072	3,362	3,649		24	1,740	2,294	2,631	3,066	3,357	3,645	
25	1,782	2,322	2,660	3,090	3,377	3,669		25	1,767	2,308	2,651	3,084	3,373	3,665	
26	1,799	2,337	2,679	3,111	3,396	3,688		26	1,784	2,323	2,670	3,105	3,392	3,684	
27	1,816	2,351	2,697	3,132	3,415	3,708		27	1,801	2,338	2,688	3,126	3,411	3,704	
28	1,833	2,364	2,715	3,152	3,434	3,728		28	1,818	2,351	2,707	3,146	3,430	3,724	
29	1,848	2,377	2,732	3,171	3,451	3,743		29	1,833	2,364	2,724	3,166	3,447	3,739	
30	1,866	2,389	2,751	3,191	3,470	3,761		30	1,851	2,376	2,743	3,186	3,466	3,757	
31	1,884	2,399	2,770	3,212	3,489	3,779		31	1,869	2,387	2,762	3,207	3,485	3,775	
32	1,901	2,411	2,787	3,233	3,507	3,795		32	1,886	2,399	2,780	3,228	3,503	3,791	
33	1,917	2,424	2,804	3,247	3,526	3,813		33	1,902	2,412	2,797	3,243	3,522	3,809	
34	1,932	2,436	2,823	3,267	3,544	3,827		34	1,917	2,425	2,816	3,263	3,540	3,823	
35	1,947	2,448	2,841	3,286	3,562	3,842		35	1,932	2,437	2,834	3,282	3,558	3,838	
36	1,962	2,461	2,860	3,307	3,579	3,858		36	1,947	2,450	2,853	3,303	3,575	3,854	
37	1,975	2,470	2,876	3,326	3,593	3,872		37	1,960	2,460	2,870	3,322	3,589	3,868	
38	1,988	2,484	2,893	3,345	3,606	3,884		38	1,973	2,474	2,887	3,341	3,602	3,880	
39	2,001	2,498	2,911	3,365	3,620	3,896		39	1,986	2,489	2,905	3,361	3,616	3,892	
40	2,014	2,513	2,929	3,384	3,634	3,907		40	1,999	2,504	2,923	3,380	3,630	3,903	
41	2,027	2,527	2,946	3,403	3,647	3,918		41	2,012	2,518	2,940	3,399	3,643	3,914	
42	2,040	2,541	2,963	3,422	3,656	3,930		42	2,025	2,532	2,957	3,418	3,652	3,926	
43	2,053	2,555	2,979	3,440	3,667	3,942		43	2,038	2,546	2,974	3,436	3,663	3,938	
44	2,066	2,568	2,995	3,459	3,678	3,953		44	2,051	2,560	2,990	3,455	3,674	3,949	
45	2,078	2,580	3,012	3,474	3,686	3,960		45	2,063	2,572	3,007	3,470	3,682	3,956	
46	2,091	2,593	3,029	3,488	3,695	3,967		46	2,076	2,585	3,024	3,484	3,691	3,963	
47	2,104	2,607	3,045	3,503	3,704	3,974		47	2,089	2,599	3,040	3,499	3,700	3,970	

改正案 (新)								現行 (旧)							
48	2,117	2,620	3,062	3,518	3,713	3,981		48	2,102	2,613	3,057	3,514	3,709	3,977	
49	2,128	2,633	3,073	3,534	3,722	3,987		49	2,113	2,626	3,069	3,530	3,718	3,983	
50	2,139	2,644	3,088	3,542	3,730	3,993		50	2,124	2,637	3,084	3,538	3,726	3,989	
51	2,149	2,657	3,103	3,554	3,738	3,998		51	2,134	2,650	3,099	3,550	3,734	3,994	
52	2,160	2,670	3,119	3,564	3,746	4,002		52	2,145	2,663	3,115	3,560	3,742	3,998	
53	2,171	2,680	3,135	3,573	3,753	4,006		53	2,156	2,674	3,131	3,569	3,749	4,002	
54	2,181	2,691	3,151	3,584	3,760	4,009		54	2,166	2,685	3,147	3,580	3,756	4,005	
55	2,190	2,704	3,167	3,593	3,767	4,012		55	2,175	2,698	3,163	3,589	3,763	4,008	
56	2,200	2,717	3,182	3,604	3,774	4,015		56	2,185	2,711	3,178	3,600	3,770	4,011	
57	2,206	2,728	3,197	3,613	3,779	4,018		57	2,192	2,722	3,193	3,609	3,775	4,014	
58	2,215	2,738	3,209	3,620	3,785	4,021		58	2,201	2,732	3,205	3,616	3,781	4,017	
59	2,223	2,748	3,221	3,627	3,791	4,024		59	2,210	2,743	3,217	3,623	3,787	4,020	
60	2,232	2,759	3,233	3,634	3,798	4,027		60	2,219	2,754	3,229	3,630	3,794	4,023	
61	2,239	2,771	3,240	3,638	3,802	4,030		61	2,226	2,766	3,236	3,634	3,798	4,026	
62	2,249	2,781	3,249	3,644	3,809	4,033		62	2,236	2,776	3,245	3,640	3,805	4,029	
63	2,257	2,790	3,257	3,651	3,815	4,036		63	2,245	2,785	3,253	3,647	3,811	4,032	
64	2,266	2,800	3,265	3,658	3,821	4,039		64	2,254	2,795	3,261	3,654	3,817	4,035	
65	2,273	2,807	3,274	3,661	3,825	4,042		65	2,261	2,803	3,270	3,657	3,821	4,038	
66	2,281	2,816	3,278	3,668	3,831	4,045		66	2,270	2,812	3,274	3,664	3,827	4,041	
67	2,290	2,823	3,285	3,675	3,837	4,048		67	2,279	2,819	3,281	3,671	3,833	4,044	
68	2,301	2,832	3,293	3,682	3,843	4,051		68	2,290	2,828	3,289	3,678	3,839	4,047	
69	2,308	2,842	3,301	3,685	3,847	4,053		69	2,298	2,838	3,297	3,681	3,843	4,049	
70	2,315	2,850	3,308	3,691	3,852	4,056		70	2,305	2,846	3,304	3,687	3,848	4,052	
71	2,321	2,858	3,315	3,698	3,857	4,059		71	2,312	2,854	3,311	3,694	3,853	4,055	

改正案 (新)								現行 (旧)							
72	2,329	2,866	3,322	3,704	3,863	4,062		72	2,320	2,862	3,318	3,700	3,859	4,058	
73	2,337	2,874	3,327	3,707	3,866	4,064		73	2,328	2,870	3,323	3,703	3,862	4,060	
74	2,344	2,879	3,333	3,713	3,870	4,067		74	2,335	2,875	3,329	3,709	3,866	4,063	
75	2,351	2,883	3,338	3,720	3,874	4,070		75	2,342	2,879	3,334	3,716	3,870	4,066	
76	2,357	2,888	3,344	3,726	3,878	4,072		76	2,349	2,884	3,340	3,722	3,874	4,068	
77	2,364	2,889	3,347	3,730	3,881	4,074		77	2,356	2,885	3,343	3,726	3,877	4,070	
78	2,372	2,893	3,352	3,735	3,884	4,077		78	2,364	2,889	3,348	3,731	3,880	4,073	
79	2,380	2,895	3,356	3,741	3,887	4,080		79	2,372	2,891	3,352	3,737	3,883	4,076	
80	2,387	2,899	3,361	3,746	3,890	4,082		80	2,380	2,895	3,357	3,742	3,886	4,078	
81	2,394	2,901	3,365	3,751	3,892	4,084		81	2,387	2,897	3,361	3,747	3,888	4,080	
82	2,401	2,903	3,370	3,757	3,895	4,087		82	2,394	2,899	3,366	3,753	3,891	4,083	
83	2,408	2,907	3,375	3,762	3,898	4,090		83	2,401	2,903	3,371	3,758	3,894	4,086	
84	2,415	2,910	3,380	3,765	3,900	4,092		84	2,408	2,906	3,376	3,761	3,896	4,088	
85	2,421	2,913	3,383	3,769	3,902	4,094		85	2,415	2,909	3,379	3,765	3,898	4,090	
86	2,428	2,916	3,387	3,774	3,905			86	2,422	2,912	3,383	3,770	3,901		
87	2,435	2,919	3,392	3,778	3,908			87	2,429	2,915	3,388	3,774	3,904		
88	2,442	2,923	3,396	3,782	3,910			88	2,436	2,919	3,392	3,778	3,906		
89	2,449	2,926	3,399	3,786	3,912			89	2,443	2,922	3,395	3,782	3,908		
90	2,454	2,930	3,403	3,791	3,915			90	2,448	2,926	3,399	3,787	3,911		
91	2,458	2,933	3,408	3,795	3,918			91	2,453	2,929	3,404	3,791	3,914		
92	2,463	2,937	3,412	3,799	3,920			92	2,458	2,933	3,408	3,795	3,916		
93	2,466	2,938	3,414	3,802	3,922			93	2,461	2,934	3,410	3,798	3,918		
94		2,940	3,418					94		2,936	3,414				
95		2,944	3,423					95		2,940	3,419				

改正案 (新)							現行 (旧)						
96		2,948	3,427				96		2,944	3,423			
97		2,950	3,428				97		2,946	3,424			
98		2,953	3,433				98		2,949	3,429			
99		2,957	3,437				99		2,953	3,433			
100		2,961	3,440				100		2,957	3,436			
101		2,963	3,443				101		2,959	3,439			
102		2,966	3,447				102		2,962	3,443			
103		2,970	3,451				103		2,966	3,447			
104		2,973	3,455				104		2,969	3,451			
105		2,975	3,460				105		2,971	3,456			
106		2,978	3,464				106		2,974	3,460			
107		2,982	3,468				107		2,978	3,464			
108		2,985	3,472				108		2,981	3,468			
109		2,987	3,477				109		2,983	3,473			
110		2,991	3,481				110		2,987	3,477			
111		2,995	3,484				111		2,991	3,480			
112		2,998	3,487				112		2,994	3,483			
113		2,999	3,492				113		2,995	3,488			
114		3,002					114		2,998				
115		3,005					115		3,001				
116		3,009					116		3,005				
117		3,011					117		3,007				
118		3,013					118		3,009				
119		3,016					119		3,012				

改正案 (新)								現行 (旧)							
	120		3,019						120		3,015				
	121		3,023						121		3,019				
	122		3,025						122		3,021				
	123		3,028						123		3,024				
	124		3,031						124		3,027				
	125		3,034						125		3,030				
再任用職員		1,869	2,144	2,544	2,738	2,889	3,143	再任用職員		1,865	2,140	2,540	2,734	2,885	3,139
別表第3 (第2条関係)								別表第3 (第2条関係)							
医療職給料表								医療職給料表							
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級			職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級		
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額				給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
再任用職員 以外の 職員		百円	百円	百円	百円			再任用職員 以外の 職員		百円	百円	百円	百円		
	1	2,452	3,305	3,955	4,706		1		2,433	3,286	3,943	4,701			
	2	2,477	3,335	3,984	4,729		2		2,458	3,316	3,972	4,724			
	3	2,502	3,364	4,013	4,751		3		2,483	3,345	4,001	4,746			
	4	2,527	3,394	4,041	4,774		4		2,508	3,376	4,030	4,769			
	5	2,550	3,421	4,068	4,797		5		2,531	3,403	4,057	4,792			
	6	2,588	3,454	4,095	4,819		6		2,569	3,436	4,084	4,814			
	7	2,626	3,485	4,123	4,841		7		2,607	3,468	4,112	4,836			

改正案 (新)					現行 (旧)				
8	2,664	3,516	4,150	4,863	8	2,645	3,499	4,140	4,858
9	2,700	3,545	4,175	4,883	9	2,681	3,529	4,166	4,878
10	2,740	3,574	4,202	4,904	10	2,721	3,559	4,193	4,899
11	2,780	3,605	4,229	4,925	11	2,761	3,590	4,220	4,920
12	2,820	3,637	4,256	4,946	12	2,801	3,622	4,247	4,941
13	2,858	3,667	4,280	4,967	13	2,839	3,653	4,272	4,962
14	2,898	3,703	4,305	4,988	14	2,879	3,689	4,297	4,983
15	2,937	3,735	4,329	5,009	15	2,918	3,723	4,321	5,004
16	2,976	3,772	4,354	5,030	16	2,957	3,760	4,346	5,025
17	3,014	3,808	4,376	5,051	17	2,995	3,796	4,368	5,046
18	3,050	3,835	4,400	5,071	18	3,031	3,823	4,392	5,066
19	3,085	3,863	4,424	5,091	19	3,066	3,851	4,416	5,086
20	3,121	3,890	4,448	5,111	20	3,102	3,879	4,440	5,106
21	3,157	3,919	4,466	5,129	21	3,138	3,908	4,460	5,124
22	3,194	3,945	4,490	5,147	22	3,175	3,934	4,484	5,142
23	3,229	3,971	4,514	5,166	23	3,210	3,960	4,508	5,161
24	3,264	3,995	4,537	5,185	24	3,247	3,986	4,531	5,180
25	3,299	4,018	4,558	5,202	25	3,282	4,009	4,553	5,197
26	3,327	4,041	4,581	5,220	26	3,310	4,032	4,576	5,215
27	3,353	4,064	4,603	5,238	27	3,337	4,055	4,598	5,233
28	3,379	4,087	4,626	5,256	28	3,363	4,078	4,621	5,251
29	3,407	4,110	4,648	5,274	29	3,391	4,102	4,643	5,270
30	3,428	4,131	4,671	5,292	30	3,414	4,123	4,666	5,288
31	3,450	4,151	4,694	5,310	31	3,436	4,143	4,689	5,306

改正案 (新)					現行 (旧)				
32	3,474	4,172	4,716	5,328	32	3,460	4,164	4,711	5,324
33	3,497	4,193	4,736	5,344	33	3,484	4,185	4,731	5,340
34	3,521	4,212	4,757	5,362	34	3,508	4,205	4,752	5,358
35	3,543	4,232	4,778	5,379	35	3,531	4,225	4,773	5,375
36	3,568	4,252	4,799	5,397	36	3,556	4,245	4,794	5,393
37	3,592	4,272	4,820	5,413	37	3,580	4,266	4,815	5,409
38	3,616	4,292	4,838	5,429	38	3,604	4,286	4,833	5,425
39	3,640	4,312	4,856	5,443	39	3,628	4,306	4,851	5,439
40	3,662	4,332	4,874	5,459	40	3,652	4,326	4,869	5,455
41	3,685	4,351	4,891	5,474	41	3,675	4,346	4,886	5,470
42	3,699	4,369	4,909	5,488	42	3,689	4,364	4,904	5,484
43	3,714	4,386	4,927	5,502	43	3,704	4,381	4,922	5,498
44	3,728	4,404	4,945	5,515	44	3,719	4,399	4,940	5,511
45	3,743	4,423	4,961	5,527	45	3,734	4,418	4,956	5,523
46	3,757	4,441	4,978	5,537	46	3,748	4,436	4,973	5,533
47	3,772	4,459	4,996	5,547	47	3,763	4,454	4,991	5,543
48	3,787	4,476	5,014	5,557	48	3,778	4,471	5,009	5,553
49	3,799	4,494	5,030	5,567	49	3,791	4,489	5,025	5,563
50	3,809	4,511	5,043	5,576	50	3,801	4,506	5,038	5,572
51	3,819	4,529	5,056	5,585	51	3,811	4,524	5,051	5,581
52	3,828	4,547	5,069	5,594	52	3,821	4,542	5,064	5,590
53	3,838	4,566	5,081	5,602	53	3,831	4,561	5,077	5,598
54	3,847	4,578	5,094	5,611	54	3,840	4,573	5,090	5,607
55	3,856	4,590	5,107	5,620	55	3,849	4,585	5,103	5,616

改正案 (新)					現行 (旧)				
56	3,865	4,602	5,120	5,629	56	3,858	4,597	5,116	5,625
57	3,874	4,614	5,130	5,638	57	3,868	4,609	5,126	5,634
58	3,883	4,624	5,138	5,647	58	3,877	4,619	5,134	5,643
59	3,891	4,634	5,146	5,656	59	3,885	4,629	5,142	5,652
60	3,899	4,644	5,154	5,663	60	3,893	4,639	5,150	5,659
61	3,906	4,652	5,163	5,672	61	3,901	4,647	5,159	5,668
62	3,911	4,659	5,171	5,681	62	3,906	4,654	5,167	5,677
63	3,915	4,666	5,180	5,690	63	3,910	4,661	5,176	5,686
64	3,920	4,673	5,188	5,699	64	3,915	4,668	5,184	5,695
65	3,923	4,680	5,197	5,708	65	3,918	4,675	5,193	5,704
66		4,687	5,206		66		4,682	5,202	
67		4,694	5,213		67		4,689	5,209	
68		4,701	5,222		68		4,696	5,218	
69		4,705	5,231		69		4,701	5,227	
70		4,712	5,239		70		4,708	5,235	
71		4,719	5,248		71		4,715	5,244	
72		4,726	5,257		72		4,722	5,253	
73		4,730	5,265		73		4,726	5,261	
74		4,736	5,274		74		4,732	5,270	
75		4,743	5,283		75		4,739	5,279	
76		4,750	5,290		76		4,746	5,286	
77		4,754	5,298		77		4,750	5,294	
78		4,760	5,307		78		4,756	5,303	
79		4,766	5,316		79		4,762	5,312	

改正案 (新)						現行 (旧)					
	80		4,771	5,325			80		4,767	5,321	
	81		4,777	5,333			81		4,773	5,329	
	82		4,782	5,342			82		4,778	5,338	
	83		4,787	5,351			83		4,783	5,347	
	84		4,792	5,360			84		4,788	5,356	
	85		4,796	5,368			85		4,792	5,364	
	86		4,802	5,377			86		4,798	5,373	
	87		4,806	5,386			87		4,802	5,382	
	88		4,811	5,395			88		4,807	5,391	
	89		4,816	5,403			89		4,812	5,399	
	90		4,822				90		4,818		
	91		4,828				91		4,824		
	92		4,832				92		4,828		
	93		4,837				93		4,833		
	94		4,843				94		4,839		
	95		4,849				95		4,845		
	96		4,855				96		4,851		
	97		4,860				97		4,856		
再任用職員		2,954	3,378	3,922	4,652	再任用職員		2,950	3,374	3,918	4,648

新旧対照表

(件名) 鳥羽市職員給与条例(昭和31年条例第14号) (第2条関係)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(扶養手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p>
<p>(扶養手当額)</p> <p><u>第22条 扶養手当の月額は、第19条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。</u></p>	<p>(扶養手当額)</p> <p><u>第22条 扶養手当の月額は第19条第2項第1号に掲げる扶養親族については13,000円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(第24条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については11,000円)とする。</u></p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>2 （略）</p> <p>（扶養手当の支給区分）</p> <p>第24条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の<u>いずれかに掲げる事実が生じた場合</u>においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（<u>扶養親族たる子又は第19条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。</u>）</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、<u>職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合</u>においてその職員に<u>同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月</u>（これらの日が月の</p>	<p>2 （略）</p> <p>（扶養手当の支給区分）</p> <p>第24条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の<u>いずれかに該当する事実が生じた場合</u>においては、その職員は直ちにその旨（<u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。</u>）を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（<u>第19条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。</u>）</p> <p>（3） <u>扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</u></p> <p>（4） <u>扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</u></p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、<u>扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合</u>においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの<u>全てが扶養親族としての要件を欠くに至った</u>場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、<u>次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。</u>前項ただし書の規定は、<u>第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p>	<p>し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの<u>すべてが扶養親族たる要件を欠くに至った</u>場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、<u>これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。</u>前項ただし書の規定は、<u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規</u></p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p>(3) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第44条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第6項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p>	<p><u>定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第44条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第6項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>を加算した額に<u>100分の85</u>（特定幹部職員あつては<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の50</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 附則第6項の規定が適用される間、第44条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.275</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の1.575</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の85</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>を加算した額に<u>100分の90</u>（特定幹部職員あつては<u>100分の110</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の52.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 附則第6項の規定が適用される間、第44条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.35</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の1.65</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の90</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の110</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市職員の退職手当に関する条例 (昭和38年条例第1号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち</u>、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当す</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>7～10 （略）</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者</u> 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額</p>	<p>る額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u></p> <p>7～10 （略）</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>広域求職活動費</u>の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) <u>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者</u> 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>12～14 （略）</p> <p>15 第11項の規定は、<u>第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）</u>及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（<u>第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6か月を経過していないものを含む。</u>）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16・17 （略）</p>	<p>12～14 （略）</p> <p>15 第11項の規定は、第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（<u>これらの規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6か月を経過していないものを含む。</u>）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16・17 （略）</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市市税条例(昭和31年条例第11号)

改正案(新)	現行(旧)
<p>附 則</p> <p><u>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。</u></p>	<p>附 則</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>(2) <u>第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3) <u>第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</u></p>	

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>（４） 附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の２第１項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p><u>３ 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第８条第４項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第３項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第３項及び第４項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第８条第４項（外国居住者等所得相互免除法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第５項第１号の規定により読み替えられた第34条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の３の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p><u>４ 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の３第１項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の</u></p>	

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>5 <u>第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。</u></p> <p>(2) <u>第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3) <u>第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用</u></p>	

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<p>する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) <u>附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><u>第20条の3</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項</u>に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><u>第20条の2</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から<u>同法第3条の2の2第1項</u>に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の3第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の3第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）</u>第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補填金等</u>に係る雑所得等の金額」とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法第3条の2第16項</u>に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補てん金等</u>に係る雑所得等の金額」とする。</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の3第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>同条及び第34条の3</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項</u>に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項</u>の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の3第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>第33条及び第34条の3</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の<u>同法第3条の2の2第12項</u>に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が<u>同法第3条の2の2第3項</u>の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の3第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の3第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の3第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項</u>に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは<u>配当所得</u>の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の3第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>	<p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の2第3項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条の2第3項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の2第3項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」とする。</u></p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法第3条の2第20項</u>に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は<u>配当所得の金額</u>」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条の2第3項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第20条の3第3項前段</u>に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第20条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市国民健康保険税条例(昭和35年条例第2号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p data-bbox="241 384 327 416">附 則</p> <p data-bbox="163 451 338 483">1～12 (略)</p> <p data-bbox="199 518 891 550"><u>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u></p> <p data-bbox="159 585 1106 1353">13 <u>世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</u></p>	<p data-bbox="1211 384 1296 416">附 則</p> <p data-bbox="1140 451 1314 483">1～12 (略)</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</u></p> <p>14 <u>世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</u></p> <p>15～17 （略）</p>	<p>13～15 （略）</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例 (昭和39年条例第37号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(保育料)</p> <p><u>第8条 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額 (以下「保育料」という。) は、鳥羽市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例 (平成27年条例第4号) 第2条に定める利用者負担額とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する保育所に在籍している児童及び鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例 (昭和39年条例第35号) 第3条に規定する幼稚園に在籍している幼児が同一世帯に2人以上あるときは、これらの児童及び幼児のうちその出生の早い者から順次に数えて第2番目以降である児童に係る同項の保育料は無料とする。</u></p>	<p>(保育料)</p> <p><u>第8条 保育に要する費用 (鳥羽市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例 (平成27年条例第4号) に定める利用者負担額) を保育所に入所した児童の扶養義務者から徴収する。</u></p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例 (昭和39年条例第35号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p><u>(保育料)</u></p> <p><u>第5条 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額 (以下「保育料」という。) は、鳥羽市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例 (平成27年条例第4号) 第2条に定める利用者負担額とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する幼稚園に在籍している幼児及び鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例 (昭和39年条例第37号) 第3条に規定する保育所に在籍している児童が同一世帯に2人以上あるときは、これらの幼児及び児童のうちその出生の早い者から順次に数えて第2番目以降である幼児に係る同項の保育料は無料とする。</u></p>	<p><u>(保育料)</u></p> <p><u>第5条 保育料は、鳥羽市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例 (平成27年条例第4号) に定める利用者負担額とする。ただし、次の各号に該当する幼児の保育料は、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、その出生の早い者から順次に数えて第2番目である幼児 保育料の2分の1の額</u></p> <p><u>(2) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、その出生の早い者から順次に数えて第3番目以降である幼児 無料</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に規定する幼稚園に在籍している幼児及び鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例 (昭和39年条例第37号) 別表に規定する保育所に在籍している児童が同一世帯に2人以上あるときは、これらの幼児及び児童のうちその出生の早い者から順次に数えて第2番目以降である幼児に係る同項の保育料は無料とする。</u></p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例(平成19年条例第22号)

改正案(新)	現行(旧)
<p>(保育料)</p> <p>第7条 預かり保育を受ける園児の保護者は、園児1人につき別表に定める預かり保育の保育料(以下「保育料」という。)を納入しなければならない。ただし、次の各号に該当する園児の保育料は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、その出生の早い者から順次に数えて第2番目である園児の保育料は別表に定める額の2分の1の額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、その出生の早い者から順次に数えて第3番目以降である園児の保育料は無料とする。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項第2号に規定する市町村民税所得割合算額(以下「市町村民税所得割合算額」という。)が77,101円未満である場合における令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等(以下「特定被監護者等」という。)のうち、最年長者から順次に数えて第2番目である園児の保育料は別表に定める額の2分の1の額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、最年長者から順次に数えて第3番目以降である園児の保育料は無料とする。</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が77,101円</p>	<p>(保育料)</p> <p>第7条 預かり保育を受ける園児の保護者は、園児1人につき別表に定める預かり保育の保育料(以下「保育料」という。)を納入しなければならない。ただし、次の各号に該当する園児の保育料は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、その出生の早い者から順次に数えて第2番目である園児 <u>保育料の2分の1の額</u></p> <p>(2) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、その出生の早い者から順次に数えて第3番目以降である園児 <u>無料</u></p>

改正案（新）		現行（旧）																					
<p>未満である場合における令第4条第4項に規定する要保護者等と同一の世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）に属する特定被監護者等のうち、最年長者から順次に数えて第2番目以降である園児の保育料は無料とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第35号）第3条に規定する幼稚園に在籍している園児及び鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第37号）第3条に規定する保育所に在籍している児童が同一世帯に2人以上あるときは、これらの園児及び児童のうちその出生の早い者から順次に数えて第2番目以降である園児に係る同項の保育料は無料とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>利用月の区分</th> <th>1か月の利用日数が11日以下のとき</th> <th>1か月の利用日数が12日以上るとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯（単給世帯含む。）又は市町村民税の所得割を納付すべき者のない世帯</td> <td>全月</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割合算額が1円以上</td> <td>ひとり親世帯等</td> <td>8月以外の月 日額 70円</td> <td>月額 870円</td> </tr> </tbody> </table>		階層区分	利用月の区分	1か月の利用日数が11日以下のとき	1か月の利用日数が12日以上るとき	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯（単給世帯含む。）又は市町村民税の所得割を納付すべき者のない世帯	全月	無料	無料	市町村民税所得割合算額が1円以上	ひとり親世帯等	8月以外の月 日額 70円	月額 870円	<p>2 前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に規定する幼稚園に在籍している園児及び鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第37号）別表に規定する保育所に在籍している児童が同一世帯に2人以上あるときは、これらの園児及び児童のうちその出生の早い者から順次に数えて第2番目以降である園児に係る保育料は無料とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>利用月の区分</th> <th>1か月の利用日数が11日以下のとき</th> <th>1か月の利用日数が12日以上るとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯（単給世帯含む。）又は市町村民税の所得割を納付すべき者のない世帯</td> <td>全月</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>		階層区分	利用月の区分	1か月の利用日数が11日以下のとき	1か月の利用日数が12日以上るとき	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯（単給世帯含む。）又は市町村民税の所得割を納付すべき者のない世帯	全月	無料	無料
階層区分	利用月の区分	1か月の利用日数が11日以下のとき	1か月の利用日数が12日以上るとき																				
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯（単給世帯含む。）又は市町村民税の所得割を納付すべき者のない世帯	全月	無料	無料																				
市町村民税所得割合算額が1円以上	ひとり親世帯等	8月以外の月 日額 70円	月額 870円																				
階層区分	利用月の区分	1か月の利用日数が11日以下のとき	1か月の利用日数が12日以上るとき																				
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯（単給世帯含む。）又は市町村民税の所得割を納付すべき者のない世帯	全月	無料	無料																				

改正案 (新)					現行 (旧)			
10,001円未満の世帯		8月	日額 170円	月額 2,000円	市町村民税の所得割課税額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得課税割の合計額）が10,000円以下の世帯	8月以外の月	日額 150円	月額 1,750円
	その他世帯	8月以外の月	日額 150円	月額 1,750円		8月	日額 350円	月額 4,000円
		8月	日額 350円	月額 4,000円				
市町村民税所得割合算額が10,001円以上77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	8月以外の月	日額 150円	月額 1,750円	上記以外の世帯	8月以外の月	日額 300円	月額 3,500円
		8月	日額 350円	月額 4,000円		8月	日額 700円	月額 8,000円
	その他世帯	8月以外の月	日額 300円	月額 3,500円				
		8月	日額 700円	月額 8,000円				
上記以外の世帯		8月以外の月	日額 300円	月額 3,500円				
		8月	日額 700円	月額 8,000円				